

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第8号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則を廃止する等の規則

(平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則及び平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）

(2) 平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成27年香川県教育委員会規則第12号）

（産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和33年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(支給額の算定の特例)</u></p> <p><u>2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

（定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和35年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>(夜間授業手当を受けていた職員の定時制通信教育手当)</u></p> <p><u>2 公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和35年香川県条例第29号）による改正前の給与条例第23条第1項第8号に規定する特殊勤務手当（以下「夜間授業手当」という。）を受けていた職員に係る昭和35年4月1日から同年9月30日までの期間における定時制通信教育手当の月額は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条又は第2条に規定する定時制通信教育手当の月額から夜間授業手当に相当する額を差し引いた額とする。</u></p> <p><u>(定時制通信教育手当の額の算定の特例)</u></p> <p><u>3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第4条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第12項の規定により読み替えられた条例第22条の4第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、3万円とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。